

第2章 障害別の検討

第2章 障害別の検討

I 盲・聾・養護学校における 教育課程に関する歴史的経緯

1. 教育課程の定義

学校において編成する教育課程については、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」と定義することができる。

2. 盲・聾・養護学校の目的、目標

盲・聾・養護学校の目的は、学校教育法第71条に規定されている。その内容は、次のとおりである。

「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」

しかし、この目的を実現するための教育目標については、同法には規定されておらず、盲・聾・養護学校の学習指導要領に示されている。例えば、盲・聾・養護学校小・中学部の教育目標については、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」の第1章第1節に次のように示されている。

「小学部及び中学部における教育については、学校教育法第71条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第18条各号に掲げる教育目標
- 2 中学部においては、学校教育法第36条各号に掲げる教育目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。」

高等部についても「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」の第1章第1節に同趣旨の内容が示されている。

3. 特殊教育における最初の学習指導要領

昭和22年に学校教育法が制定され、その第73条で、盲・聾・養護学校の小・中学部の教科、高等部の学科及び教科、幼稚部の保育内容などについては、小・中・高等学校又は幼稚園に準じて、監督庁がこれを定めると規定されていた。そして、同23年および32年の同法施行規則の一部改正により、盲・聾・養護学校の各部にも、それぞれ小・中学校の教科、高等学校の学科及び教科、又は幼稚園の保育内容が準用されることになった。また、昭和32年の同法施行規則の一部改正により、新たに盲・聾・養護学校小・中学部の教科に関する規定が設けられ、さらに、教育課程の基準については、同法施行規則に定めるもののほか、学習指導要領によることとされた。

文部省では、昭和22年に小・中学校の学習指導要領の一般編や各教科編を「試案」という形で編集し、同26年同改訂版を編集した。しかし、いずれも盲・聾・養護学校については、ふれられていなかったため、当時の盲学校や聾学校では、小・中学校等の例を参考にして教育課程を編成していた。こうした中で、文部省では、昭和24年に盲学校と聾学校の教育課程研究協議会を組織して、盲学校、聾学校の学習指導要領の作成に着手し、翌25年末に一応の成案を得た。しかし、当時の盲学校や聾学校の実態や、すでに前述の小・中・高等学校の学習指導要領の改訂が進められていたことなどから、文部省としてこれを公表することを見合わせた。その結果、この資料は財団法人青鳥会から発行され、各盲学校や聾学校は、これを参考にして教育課程を編成した。

このような状況の下、昭和30年度から、盲学校、聾学校の学習指導要領の作成が本格的に開始された。教材等調査研究会盲学校小委員会、同聾学校小委員会において原案が作成され、教育課程審議会の了承を得て、同32年3月に「盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編」、「聾学校小学部・中学部学習指導要領一般編」が、また、同35年2月に「盲学校高等部学習指導要領一般編」、「聾学校高等部学習指導要領一般編」が、いずれも文部事務次官通達という形で示され、それぞれ通達が出された年の4月1日から実施されたのである。これらの学習指導要領の特色は、およそ次のとおりである。

① 教育の目標は、小・中・高等学校における教育の目標に準ずるが、それは盲児童生徒の視力障害や聾児童生徒の聴力障害との関連において理解され、その

目標の達成に当たっては、それぞれの児童生徒の特性と発達に応じて必要な方法をとるべきこととしたこと。

② それぞれの児童生徒には、視力障害や聴力障害の程度、障害が生じた時期、入学年齢、教育歴等を異にしている場合が多いので、教育課程の基準に弾力性をもたせ、各学校の必要に応じうるようにしたこと。

③ 小・中学部の各教科の目標は、小・中学校の各教科の目標を掲げ、この目標を達成するための留意事項を、盲児童生徒や聾児童生徒の特性を踏まえて示すにとどめ、教科の内容等については、当分の間、小・中学校の学習指導要領各教科編の基準に準ずることとしたこと。

④ 聾学校においては、「音楽」に替えて「律唱」を設けたこと。

⑤ 高等部における各課程の目標を規定し、各課程ごとに教科・科目及び単位数等を定めたこと。

4. 文部省告示による最初の学習指導要領

前述の通達によって示された盲学校および聾学校各部の学習指導要領は、昭和39年度、40年度、41年度にかけて、小学部から順次改訂され、文部省告示という形で制定された。これらの学習指導要領の特色は、およそ次のとおりである。

① 盲学校および聾学校各部の教育目標を、学校教育法の第71条を受けた形で、明確に規定したこと。

② 盲学校、聾学校ともそれぞれ各教科等の目標、内容は、小・中学校に準ずるとともに、盲児童生徒または聾児童生徒の特性に応ずるよう特別の事項を加えて定めたこと。また、道徳については、指導計画の作成および指導上の留意事項においてその特殊性を示したこと。

③ 強度の弱視者または強度の難聴者等については、盲学校または聾学校の学習指導要領の各教科等の目標、内容の一部を除き、または他の目標、内容を加え、小・中学校等の学習指導要領を参考にして教育課程を編成できるようにしたこと。

④ 高等部では、学科制を採用し、学科の目標を明らかにするとともに、学科ごとに履修すべき教科・科目およびその単位数を定めたこと。

5. 最初の養護学校学習指導要領

養護学校は、昭和22年の学校教育法の制定によって制度化されたが、養護学校の教育課程については、従

来その基準となるべきものが示されていなかった。しかし、昭和38年2月に、教育課程審議会、特殊教育調査研究会等の審議を経て、養護学校における最初の学習指導要領が作成された。この養護学校学習指導要領は、小学部・中学部の精神薄弱教育（現、知的障害教育、以下同じ。）編、小学部の肢体不自由教育編および病弱教育編として作成され、文部事務次官名で通達され、同年4月1日から実施された。また、中学部の肢体不自由教育編および病弱教育編は、昭和39年3月に同様の通達によって示され、同年4月1日から実施された。この学習指導要領の特徴は、次のとおりである。

① 各教科等の構成は、小・中学校の場合と同じようにし、それらの目標、内容は、特に示すものを除いて、小・中学校の学習指導要領の示すところに準ずることとしたこと。

② 肢体不自由教育および病弱教育の特殊性に対応する教科として、肢体不自由教育にあっては「体育・機能訓練」（小学部）、「保健体育・機能訓練」（中学部）を、病弱教育にあっては「養護・体育」（小学部）、「養護・保健体育」（中学部）を新たに設け、多くの授業時数を配当するようにしたこと。

③ 各教科の授業時数は、標準とする時数（精神薄弱教育にあっては、各教科の計について標準とする時数）を示したこと。ただし、道徳の授業時数については、週当たり最低1単位時間としたこと。

④ 病弱教育においては、その特殊性にかんがみ、1単位時間の時間数を、小学部は35分、中学部は40分としたこと。ただし、「養護・体育」、「養護・保健体育」については45分としたこと。

⑤ 精神薄弱教育においては、各教科の内容を、精神薄弱（現、知的障害、以下同じ。）の児童生徒が、将来社会的に自立していくために必要な事項をできるだけ具体化し、それらを教科の名称に従って分類するとともに、比較的単純なものから複雑なものへと系統性を考えて配列するようにしたこと。また、必要に応じて各教科を合わせたり、各教科、領域（道徳を除く。）の内容を統合したりするなどの工夫をして、適切な教育課程を編成できるようにしたこと。

6. 「養護・訓練」の新設

これまでの学習指導要領は、それぞれ教育課程の基準として盲・聾・養護学校の教育の質的充実に相当の成果を収めてきた。しかし、その後の医学的、社会的要因等により、障害のある児童生徒の実態が多様であることが次第に明らかにされてきたため、盲・聾・養

護学校の教育内容に検討を加え、障害の状態に即応して、より一層きめ細かな教育を行う必要性が生じてきた。このため、文部省では、小・中学校等の教育課程の改善に合わせて、「盲学校、聾学校、養護学校の教育課程の改善について」教育課程審議会に諮問し、同審議会の答申を得て、学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、各学校種別ごとに文部省告示による学習指導要領を制定した。これらの学習指導要領は、小学部は昭和46年度から、中学部は同47年度から、高等部は同48年度から順次実施された。

ところで、これらの学習指導要領は、小・中学校等の学習指導要領の改善に準じて、次のような基本方針の下に、作成されたものである。

① 教育目標を明確にし、障害を克服し、積極的に社会に参加していくための能力を養うこと。

② 児童生徒の障害の種類、程度及び能力・適性等の多様性に応ずるため、教育課程の弾力的な編成が行われるようにすること。

③ 心身の発達上の遅滞や障害を補うために必要な特別の指導分野を充実し、心身の調和的発達を図ること。

また、学習指導要領改訂の要点について、小・中学部を中心に示すと、次のようになる。

① 教育目標を各障害種別に対応して明確にしたこと。盲学校、聾学校および肢体不自由・病弱養護学校については、小・中学校の教育目標と同様であることを示すとともに、盲学校は視覚障害、聾学校は聴覚障害、肢体不自由・病弱養護学校は肢体不自由または病弱・身体虚弱に基づく種々の困難を克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養うこととした。

また、精神薄弱養護学校の教育目標については、児童生徒の精神発達の遅滞や社会適応の困難性などを考慮して、盲学校、聾学校または他の養護学校とは異なった形式で別個の教育目標を規定した。

② 精神薄弱養護学校の小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育とし、新たに生活科が設置され、同中学部においては、中学校の「技術・家庭」に替えて「職業・家庭」とし、また、中学校における選択教科の「外国語」を除き、各教科とも独自の目標・内容を示したこと。

なお、盲学校、聾学校及び精神薄弱以外の養護学校の各教科の目標・内容については、小・中学校に準ずることとした。しかし、肢体不自由養護学校における脳性まひ等の児童については、学校教育法施行規則の一部改正により、特に必要があるときは、養護学校学習指導要領で特に定める各教科とすることとし、当該学習指導要領において、この規定による「生活、国語、

算数、音楽、図画工作、体育」を設け、精神薄弱養護学校とは異なった示し方でその内容を規定したこと。

③ 盲・聾・養護学校の小・中学部において、特に必要がある場合は、各教科の全部または一部を合わせて授業を行うことができることとした。また、精神薄弱及び二つ以上の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において、特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び養護・訓練の全部または一部について合わせて授業を行うことができることとしたこと。

④ 学習が困難な児童生徒について、各教科の目標・内容の一部を欠き、またはその全部もしくは一部を下学年の各教科（中学部にあつては、中学部の各教科に相当する小学部の各教科を含む。）の当該学年の前各学年の目標・内容の全部または一部によって替えることができるようにしたこと。

⑤ 重複障害の児童生徒の特例として、他の特殊教育諸学校の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができることとした。また、学習が著しく困難な者については、各教科、道徳、特別活動の目標・内容の一部を欠き、養護・訓練を主として指導を行うこととした。

⑥ 障害の状態を改善し、または克服するために必要な特別の指導分野の重要性にかんがみ、新たに養護・訓練の領域を設け、教育課程における位置づけを明確にした。

養護・訓練の目標としては、心身の諸機能の調和的発達の基盤を培うことを強調し、内容は「心身の適応」、「感覚機能の向上」、「運動機能の向上」、「意思の伝達」をもって構成した。指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態、発達段階および経験の程度に応じた適切な指導が行われるようにした。

また、養護・訓練の指導については、養護・訓練の時間を設けることとしたほか、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとした。

この養護・訓練の新設は、盲・聾・養護学校の教育において画期的なことであるといえる。

なお、高等部についても、以上の趣旨とほぼ同様の改正が行われた。

7. 昭和54年の盲・聾・養護学校の教育課程の基準の改善

文部省では、昭和53年10月の教育課程審議会の答申を受けて、昭和54年7月に学校教育法施行規則の一部改正と「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」及び「盲学校、聾学校及び養護学校高

等部学習指導要領」の改訂を行った。

これらの新しい教育課程の基準は、小学部については昭和55年度から、中学部については昭和56年度から実施され、高等部については昭和57年度から学年進行によって実施された。

今回の改訂は、小・中・高等学校の教育課程の基準の改訂に準じて、人間性豊かな児童生徒の育成を重視し、教育内容を基礎的・基本的な事項に精選して、ゆとりのある学校生活の中で学校や教師の創意工夫などと相まって、知・徳・体の基礎と基本を確実に身に付けさせることを目指して行われた。また、養護学校教育の義務制実施や特殊教育をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、児童生徒の障害の状態及び能力・適性等に応じて可能な限り積極的に社会自立することを目指した教育の充実を図った。

今回の学習指導要領改訂の要点を、小・中学部を中心に示すと、次のようになる。

① 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合(いわゆる訪問教育)について、その教育課程編成の特例を示した。

② 盲・聾・養護学校は、児童福祉施設等に分校や分教室を併設するなどして、これら施設等との協力のもとに教育を実施している場合が少なくないことにかんがみ、これら施設等との連携を一層密にして、指導の効果を上げるように配慮する必要があることを示した。

③ 障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、小学校、中学校の児童生徒等と活動を共にする機会を積極的に設けるように配慮する必要があることを示した。

④ 学習指導要領の編成の形式を改めたこと

盲・聾・養護学校の学習指導要領は、従来、盲学校、聾学校及び養護学校(精神薄弱、肢体不自由、病弱)の種類ごとに、それぞれ作成されていたが、今回は、特殊教育諸学校共通の学習指導要領とした。

⑤ 養護学校の教育課程について、肢体不自由者を教育する場合における脳性まひ等の児童生徒に係る特例を削除したこと。

なお、高等部についても、以上の趣旨ではほぼ同様の改正がなされた。

8. 平成元年の盲・聾・養護学校の教育課程の基準の改善

文部省では、昭和63年12月の教育課程審議会の答申を受けて、平成元年10月に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」及び「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を告示した。

これらの新しい教育課程の基準は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の実施時期に合わせて、幼稚部については平成2年度から、小学部については平成4年度から、中学部については平成5年度から実施され、高等部については平成6年度から学年進行で実施された。

今回の改訂は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じて、心豊かな人間の育成、基礎・基本の重視と個性教育の推進、自己教育力の育成、文化と伝統の尊重と国際理解の推進を図ることを踏まえて行われた。また、障害者を取り巻く社会環境の変化や幼児児童生徒の障害の多様化に対応するため、障害のある幼児児童生徒に対し、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間の育成を図ることを基本的なねらいとしたものである。

今回の学習指導要領改訂の要点を示すと、次のとおりである。

① 幼稚部教育要領を作成したこと。

幼稚部の教育課程については、従来、幼稚園教育要領を準用することとされていた。しかし、特殊教育諸学校における幼稚部から高等部までの調和と統一のとれた教育を進めるとともに、早期教育の充実を図るために、幼稚部における教育課程の基準を独自に示す必要があることから、今回の改訂において、幼稚園教育要領の改訂の趣旨を踏まえて、新たに幼稚部教育要領を作成した。

幼稚部教育要領の作成に当たっては、幼稚園教育要領を基盤とするとともに、幼児の発達段階や障害の状態に応じた適切な指導が行われるようにすることを基本方針とした。

② 盲学校、聾学校及び肢体不自由者または病弱者を教育する養護学校の小学部において、小学校と同様に、第1学年及び第2学年に、新教科として「生活」を設定することとし、これに伴い、第1学年及び第2学年の社会科及び理科を廃止した。

③ 盲学校、聾学校及び肢体不自由者または病弱者を教育する養護学校の各教科について、指導上の配慮事項を充実したこと。

④ 精神薄弱者を教育する養護学校の小学部の各教科については、発達段階に応じて内容を3段階に分け

て示したこと。

⑤ 養護・訓練については、これまでの実施の経験を踏まえ、内容等の再構成を行ったこと。

⑥ 高等部における職業教育の充実を図ったこと。

特殊教育諸学校の高等部においては、障害のある生徒の社会参加・自立の推進を図る観点から、職業教育の一層の充実を図っていく必要がある。このため、既存の職業に関する教科について、時代の要請に対応した教育内容の充実を図るとともに、精神薄弱者を教育する養護学校の高等部の教科に家政、農業及び工業を新設し、新たな学科が設置できるようにした。

9. 平成11年改訂の新学習指導要領

教育課程審議会は、平成10年7月に幼稚園、小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校の教育課程の基準の改善について、同時に答申を行い、これを踏まえて、学校教育法施行規則を改正するとともに、平成11年3月に、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領の改訂を行った。

新しい盲・聾・養護学校の学習指導要領等は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領等の実施時期に合わせて、幼稚部については平成12年度から、小学部と中学部については平成14年度から全面实施され、高等部については、平成15年度から学年進行により段階的に実施されている。

この盲・聾・養護学校の学習指導要領等は、平成14年度から実施された完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、幼児児童生徒が豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える「生きる力」を培うことを基本的なねらいとして、次の方針に基づき改訂されたものである。

① 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じ、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、自ら学び、自ら考える力を育成すること、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

② 幼児児童生徒の障害の重度・重複化や社会の変化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実するため、障害の重度・重複化への対応、早期からの適切な対応、職業的な自立の推進等を図ること。

今回の学習指導要領改訂の要点は、次のとおりである。

① 障害の状態を改善・克服するための指導領域である「養護・訓練」について、自立を目指した主体的な活動を一層推進する観点から、目標にその旨を明記し、内容についても、コミュニケーションや運動・動作の基本的技能に関する指導等が充実されるよう改善するとともに、その名称を「自立活動」に変更した。また、障害の状態等に応じた個別の指導計画の作成について規定した。

② 総合的な学習の時間を創設した。

各学校が、地域や学校、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校については、小学部、中学部及び高等部に、また、知的障害者を教育する養護学校については、中学部及び高等部に総合的な学習の時間を創設することとした。

③ 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の中学部の「外国語」を必修教科にした。

また、知的障害者を教育する養護学校の中学部の選択教科に「外国語」を加えた。

④ 高等部の各教科・科目について、普通教科として「情報」を、専門教科として「情報」及び「福祉」を新たに設けるとともに、各教科に属する科目について見直しを行った。

また、知的障害者を教育する養護学校の高等部の各教科については、「外国語」、「情報」及び「流通・サービス」を新たに設けた。

⑤ 幼稚部において、3歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を新たに規定した。また、小・中・高等部においても特殊教育に関する相談のセンターとしての役割について新たに規定した。

⑥ 重複障害の幼児について、専門機関との連携に特に配慮することなど、指導上の留意事項を新たに示すとともに、障害に応じた適切な配慮がなされるよう指導計画作成上の留意事項を充実した。

⑦ 各学校が創意工夫を生かした時間割編成ができるように、授業の1単位時間や授業時数の運用の弾力化を図った。

⑧ 高等部段階では、学校設定教科等の導入など教育課程や時間割編成の弾力化を図った。

⑨ 高等部においても訪問教育ができるようにし、これに係る規定を整備した。

⑩ 盲学校や聾学校の専門教科・科目については、

学校が特色ある教育課程を編成できるよう科目構成を大綱化するとともに、内容の範囲等を明確にした。

① 交流教育について、その意義を一層明確に規定した。なお、幼・小・中・高等学校の学習指導要領等においても、交流教育について新たに規定した。

(鈴木 篤)